

【高等教育の修学支援新制度】

学ぶ意欲がある学生を経済的に支援する制度です。経済的な理由で、進学や修学をあきらめることがないようにするための制度で、利用するには世帯収入や資産の要件を満たしていなければなりません。

対象は、住民税非課税世帯およびそれに準ずる世帯の学生で、主な支援の内容は

(1)授業料・入学金の免除または減額（授業料等減免）

(2)給付型奨学金の支給

です。

豊橋歯科衛生士専門学校は高等教育の修学支援新制度の対象機関として認可を受けました。

(1) 授業料等減免

本校（専門学校）の授業料等減免の上限額（住民税非課税世帯）

学納金	減免の上限額
入学金	約 16 万円/年
授業料	約 45 万円/年

※住民税非課税世帯に準ずる世帯の学生への支援額は上記の 2/3 又は 1/3 になります。

(2) 給付型奨学金

本校（専門学校）の給付型奨学金の給付額（住民税非課税世帯）

通学の形態	給付額
自宅通学生	約 46 万円/年
自宅外通学生	約 91 万円/年

※住民税非課税世帯に準ずる世帯の学生への支援額は上記の 2/3 又は 1/3 になります。

詳細は文部科学省の高等教育の修学支援新制度のホームページをご覧ください。

文部科学省 高等教育の修学支援新制度

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/index.htm

※本校には学納金の減免制度で **【姉妹入学金減免制度】** と **【卒業生ご息女入学金減免制度】**

があります。くわしい内容は本校ホームページの「入試要項」をご覧ください。